

目次

沖縄総合事務局編

■ 本書について	2
■ 最近の主な改正概要	3
■ 略語について	4

第1章 基礎法令・整備関係法令

1 目的・用語・自動車の種別	6
2 自動車の登録制度	9
3 保安基準	15
4 自動車の点検整備制度	17
5 自動車の検査制度	26
6 整備工場の認証制度	35
7 指定制度（工場関係）	46
8 指定制度（検査員関係）	55
9 指定制度（保安基準適合証関係）	57
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	71

第2章 検査関係

1 自動車の構造関係	76
2 自動車の装置一般	83
3 自動車の車体関係	88
4 自動車の室内関係	95
5 自動車の騒音・排ガス関係	106
6 自動車の灯火関係	109
7 警音器・後写鏡・速度計 他	124
8 テスタ等による機能維持確認	130

第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	145
2 過去出題例と解説	147

第4章 年度別試験問題

1 令和6年度	178
2 令和5年度	187
3 令和4年度	197
4 令和3年度	207
5 令和2年度	217
6 令和元年度	225
■ 巻末資料	233

《法令の改正》

- ◎車 両 法：令和5年6月16日
法律第63号まで
- ◎施行規則：令和6年11月13日
国土交通省令第99号まで
- ◎点検基準：令和5年10月20日
国土交通省令第86号まで
- ◎審査規程：令和7年1月31日
第62次改正まで

本書について

本書は、沖縄総合事務局において令和元年度から令和6年度までに行われた合計6年分の自動車検査員教習試験の内容をジャンル別にまとめたものです。

ジャンルは大きく次の4つに区分してあります。

第1章 基礎法令・整備関係法令（10区分）

第2章 検査関係（8区分）

第3章 計算問題（6年分）

第4章 年度別試験問題（6年分）

第1章と第2章については、過去の試験問題を更に細かく分類し、各項目ごとに「過去出題例」を先に掲載し、その後に問題の法的根拠となる「関係法令」を掲載しています。

過去の試験問題の出題パターンは次の3つに分類できます。

①○×式…設問が適切な場合は○、不適切な場合は×を記入する。

②選択式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を選択肢から選んで記号で記入する。

③記述式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句又は数値を記入する。

本書では、○×式はそのまま、穴埋め問題については全て記述式としました。

各問題文の最後には試験年度を記載してあります。[R6]であれば、令和6年度の試験問題であることを示します。また、[R2/R1]のように、併記している場合は、令和2年度と令和元年度に同一問題が出題されていることを示します。

[R2改]など「改」と記載があるものは、試験実施後に法改正があった部分について、改正後の法令に合うように問題文に手を加えていることを示します。なお、本書は目次の《法令の改正》に示した時点の法令を基準としています。

関係法令については、原文のまま掲載すると分量が相当多くなるほか、そのままでは理解しにくいと、編集部で一部、手を加えている部分があります。また、保安基準については、「細目告示」と「審査事務規程」の2つの法令がありますが、一部を除き、本書では「審査事務規程」を取り上げています。基本的に、問題文に対応した法令を抜粋して掲載していますが、過去に出題されたことがあり、かつ重要な項目については参考として、部分的に掲載しています。また、特に注釈がない限り、乗用自動車の基準をまとめています。

第3章では、「ブレーキ制動力」の計算問題について、計算式を示し、わかりやすく解説しています。

第4章の年度別試験問題は、令和元年度から令和6年度までに行われた合計6年分の問題を年度ごとにまとめてあります。「模範解答」には正解と、問題の法的根拠となっている法令名及び条項を記載しています。また、計算問題については省略しています。第3章の該当年度の問題を参照してください。

保安基準は、自動車の製作年月により適用規定が異なるなど、わかりにくい部分が多々あります。本書に併せて公論出版発行の「自動車検査ハンドブック令和7年版」（定価2,200円）及び保安基準及び審査事務規程の原文をまとめた「保安基準と審査事務規程〔原文〕令和7年版」（定価3,000円）をご活用ください。

法令改正について：原則、現行の法規集に従い、令和7年3月時点での法令に対応しています。したがって、それ以降の法令改正については、ご注意ください。

また、本書に訂正箇所が生じた場合、弊社ホームページにて内容を掲載致します。お手数ですがそちらをご確認ください。⇒ <https://kouronpub.com>（または「公論出版」で検索）

令和7年8月 編集担当：服部

第1章 基礎法令・整備関係法令

1. 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的	6
2. 用語の定義	6
3. 自動車の種別	7
4. 自動車の種別の分類	7

2. 自動車の登録制度

1. 登録の一般効力	9
2. 新規登録の申請	10
3. 自動車登録番号標の封印等	10
4. 変更登録	11
5. 移転登録	11
6. 永久抹消登録	11
7. 一時抹消登録	12
8. 自動車登録番号標の表示	12
9. 車台番号等の打刻	13
10. 打刻の塗まつ等の禁止	13
11. 譲渡証明書等	14
12. 臨時運行の許可	14
13. 回送運行の許可	15

3. 保安基準

1. 保安基準	15
---------	----

4. 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務	18
2. 日常点検整備	18
3. 定期点検整備（点検期間）	19
4. 点検整備記録簿	21
5. 整備管理者	23
6. 整備命令等	24
7. 技能検定	25
8. 自動車車庫	25
9. 点検及び整備に関する手引	26

5. 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証	27
2. 新規検査	28
3. 自動車検査証の有効期間	28
4. 自動車検査証の有効期間の起算日	29
5. 継続検査	30
6. 臨時検査	31
7. 自動車検査証の備付け及び検査標章	31
8. 自動車検査証記録事項の変更	32
9. 構造等変更検査	32
10. 自動車検査証の返納等	32
11. 自動車検査証等の再交付	33
12. 予備検査	33
13. 限定自動車検査証	33
14. 事務の委託	34
15. 自動車の指定	34
16. 自動車部品を装着した場合の取扱い	34

6. 整備工場の認証制度

1. 特定整備事業の種類	35
2. 認証	36
3. 認証基準	37
4. 特定整備の定義	40
5. 特定整備事業者の変更届等	42
6. 特定整備事業者の標識	42
7. 特定整備事業者の義務	42
8. 特定整備記録簿	43

9. 設備の維持等	43
10. 特定整備事業者の遵守事項	43
11. 整備主任者	45
12. 事業の停止等	46
13. 不正改造等の禁止	46

7. 指定制度（工場関係）

1. 優良自動車整備事業者の認定	46
2. 指定自動車整備事業の指定	47
3. 指定の申請	48
4. 対象自動車の指定	48
5. 指定工場の設備、技術及び管理組織	49
6. 検査の設備の基準	51
7. 作業場等の基準の解釈	53
8. 検査の設備（共用）	53
9. 検査の設備（車検成績）	53
10. 設備の維持	54
11. 検査用機器の校正	54
12. 検査用機器の構造と取扱い	54

8. 指定制度（検査員関係）

1. 自動車検査員の選任	56
2. 自動車検査員の兼任	56
3. 自動車検査員の要件	56
4. 自動車検査員の解任	57
5. 自動車検査員の研修	57

9. 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 保安基準適合証の交付	58
2. 保安基準適合証等に 記載すべき事項の提供	59
3. 指定整備事業者の点検の基準	59
4. 保安基準に適合しなくなる おそれのある部分	60
5. 自動車検査員による証明（証明方法）	60
6. 走行距離計表示値の取扱い	60
7. 自動車検査員による証明 （一時抹消登録車の取扱い）	61
8. 自動車検査員による検査	61
9. 自動車検査員の服務	62
10. 自動車検査員の作業区分 及び完成検査場での作業	63
11. 保安基準適合証等の有効期間	64
12. 保安基準適合証を提示した 場合の取扱い（中古新規検査）	65
13. 保安基準適合標章の表示	66
14. 保安基準適合証の取扱い （記載方法）	66
15. 保安基準適合証の取扱い （不正使用の防止等）	67
16. 保安基準適合証の取扱い （最終検査申請日）	68
17. 自賠責保険証明書の備付け	70
18. 自賠責保険証明書の提示	71
19. 限定保安基準適合証	71

10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿（記載事項等）	72
2. 指定整備記録簿の記載要領（1）	73
3. 指定整備記録簿の記載要領（2）	73
4. 指定整備事業者の罰則の適用	74
5. 保安基準適合証の交付の停止	74
6. 指定整備事業者の変更届	74
7. 不正使用等の禁止	75

1. 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的

【過去出題例】

- ☑1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての（ ）を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3]
- ☑2. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに（ ）の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R2]
- ☑3. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び（ ）の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4/R1]
- ☑4. この法律は、道路運送車両に関し、(①)についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(②)を増進することを目的とする。[R6改/R5]

【関係法令】

◆車両法◆第1条（この法律の目的）

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
 - ▷「公証」行政上、特定の事実または法律関係の存在をおおやけに証明すること。
 - ▷「資する」助けとなる。役立つ。
 - ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
 - ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

2 用語の定義

【過去出題例】

- ☑1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び（ ）をいう。[R6]
- ☑2. 道路運送車両法で「道路運送車両」とは、自動車、（ ）及び軽車両をいう。[R5]
- ☑3. この法律で「自動車」とは、原動機により（①）を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して（①）を移動させることを目的として製作した用具であって、次項（法第2条第3項）に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
[R4]
- ☑4. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する（ ）以外のものをいう。[R2]
- ☑5. この法律で「自動車」とは、（ ）により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、法第2条第3項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R5]

第2章 検査関係

1. 自動車の構造関係

1. 用語の定義	77
2. 二輪車の基準を適用する自動車	79
3. 不適切な補修等	80
4. 貨物自動車等の燃料タンクの 容量等の算定及び確認	81
5. 長さ、幅及び高さ	81
6. 最低地上高	82
7. 車両総重量・軸重・輪荷重	82
8. 安定性	83
9. 最小回転半径	84
10. 接地部及び接地圧	84

2. 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	84
2. 速度抑制装置	85
3. 走行装置（軽合金製ディスクホイール）	85
4. 走行装置（空気入ゴムタイヤ）	86
5. かじ取装置	86
6. 施錠装置	87
7. 衝突被害軽減制動制御装置（自動ブレーキ）	87
8. 制動装置	87
9. 緩衝装置	88
10. 燃料装置	89
11. 電気装置	89
12. サイバーセキュリティシステム及び プログラム等改変システム	90

3. 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体（走行装置の回転部分）	90
2. 車枠及び車体（エア・スボイラ）	91
3. 車枠及び車体（鋭い突起及び突出等）	92
4. 車枠及び車体（リヤ・オーバーハング）	92
5. 車体表示	93
6. 巻込防止装置	93
7. 突入防止装置	94
8. 前部潜り込み防止装置	96

4. 自動車の室内関係

1. 乗車装置	97
2. 運転者席	98
3. 座席	98
4. 座席ベルト	99
5. 座席ベルト非装着時警報装置	101
6. 頭部後傾抑止装置	102
7. 年少者用補助乗車装置等	102
8. 通路	103
9. 立席	103
10. 乗降口	103
11. 非常口	104
12. 物品積載装置	104
13. 窓ガラス	105
14. 窓ガラス貼付物等	105

5. 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置（消音器）	107
2. 排出ガス等発散防止装置（機能維持）	108
3. フローバイ・ガス還元装置	109
4. 燃料蒸発ガス発散防止装置	109
5. 排気管	109

6. 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	111
2. すれ違い用前照灯	111
3. 前部霧灯	112
4. 側方照射灯	113
5. 車幅灯	113
6. 昼間走行灯	114
7. 前部反射器	114
8. 側方灯・側方反射器	115
9. 番号灯	115
10. 尾灯	116
11. 後部霧灯	117
12. 後部反射器	117
13. 大型後部反射器	118
14. 制動灯	119
15. 補助制動灯	120
16. 後退灯	121
17. 方向指示器	122
18. 補助方向指示器	122
19. 非常点滅表示灯	123
20. その他の灯火等の制限	123
21. 速度表示装置の速度表示灯	125

7. 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	125
2. 非常信号用具	126
3. 後写鏡	126
4. 直前及び側方の視界	127
5. 窓ふき器等	128
6. 速度計等	129
7. 消火器	129
8. 運行記録計	130
9. 緊急自動車	130
10. 道路維持作業用自動車	130
11. 自主防犯活動用自動車	130
12. 旅客自動車運送事業用自動車	131
13. 乗車定員	131

8. テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態 （サイドスリップ・テスト）	131
2. 窓ガラスの透過率 （可視光線透過率測定器）	132
3. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）	132
4. CO・HCの濃度（CO・HCテスト）	136
5. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 （オパシメータ又は黒煙測定器）	138
6. 前照灯の明るさ及び主光軸の向き （前照灯試験機）	141
7. 灯火器の灯光の色（色度座標測定機器）	145
8. 警音器の大きさ（騒音計等）	145
9. 速度計の指度の誤差（速度計試験機）	146
10. サイレンの音の大きさ（騒音計等）	146

1. 自動車の構造関係

1 用語の定義

【過去出題例】

- ☑1. 原動機の作動中において、原動機の異常状態を表示するテルテール識別表示が継続して点灯していたが、排出ガスの測定値は基準を満足していたので、保安基準に適合とした。[R4]
- ☑2. 外観審査を開始する前に「審査時車両状態」にあるかどうかの確認を行った結果、次の図のうち原動機の表示が継続して点灯していたが、排出ガスの測定値は基準を満足していた。[R1]



- ☑3. OBD 検査対象装置とは、OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。[R6]
- ①かじ取装置 (UN R79 の高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。)
 - ②走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置 (ABS)
 - ③走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置 (ESC)
 - ④走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置 (EVSC)
 - ⑤緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置 (BAS)
 - ⑥ ① (AEBS)
 - ⑦排出ガス発散防止装置
 - ⑧電力により作動する原動機を有する自動車に備える車両接近通報装置 (AVAS)
 - ⑨ ②
- ☑4. 「積車状態」とは、空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。この場合において乗車定員 1 人の重量は 55kg とし、座席定員の人員は定位置に、立席定員の人員は立席に均等に乗車し、物品は物品積載装置に均等に積載したものとす。[R1]
- ☑5. 「第二種座席ベルト」とは、当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルトであって、二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。[R1]
- ☑6. 「空車状態」とは、道路運送車両が原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。なお、スペアタイヤ、予備部品、工具その他携行品は「運行に必要な装備」に該当する。[R5/R2 改]
- ☑7. 「走行中に使用しない灯火」とは、点灯したままでは走行することができない構造の自動車に備えるもの、駐車制動装置が作動しているときに限り点灯するもの又は変速装置の変速レバーが P 又は N の位置にあるときに限り点灯するものをいう。[R3]

第4章 年度別試験問題

- | | |
|-------------------------------|-----|
| 1. 令和 6 年度 自動車検査員教習試験問題 | 180 |
| 2. 令和 5 年度 自動車検査員教習試験問題 | 190 |
| 3. 令和 4 年度 自動車検査員教習試験問題 | 199 |
| 4. 令和 3 年度 自動車検査員教習試験問題 | 209 |
| 5. 令和 2 年度 自動車検査員教習試験問題 | 219 |
| 6. 令和 元 年度 自動車検査員教習試験問題 | 229 |

1. 令和6年度第1回 自動車検査員教習試験問題

【基礎法令・整備関係法令】

【1】 次の各文は、道路運送車両法の規定について述べたものである。各文の【 】の中に適切な字句を記入しなさい。

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、【 】を増進することを目的とする。
2. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び【 】をいう。
3. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに【 】の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。
4. 自動車の製作を業とする者、自動車の車台又は原動機の製作を業とする者及び国土交通大臣が指定した者以外の者は、自動車の車台番号又は原動機の【 】を打刻してはならない。
5. 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を【 】し、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は次条の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

【2】 次の各文は、道路運送車両法及び関係法令等に規定されている条文に関して述べたものである。各文の【 】の中に適切な字句を選び、その記号を記入しなさい。

1. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、【 】のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

《選択肢》

ア. 依頼 イ. 販売 ウ. 輸送 エ. 納車 オ. 整備

2. 自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。）は、この章（第5章 道路運送車両の検査等）に定めるところにより、【 】の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

《選択肢》

ア. 事業者 イ. 国土交通大臣 ウ. 運輸局長 エ. 運転支局長 オ. 事務所長

3. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であって、検査対象軽自動車以外のものにあっては【 】、その他の自動車にあっては2年とする。

《選択肢》

ア. 1年 イ. 3年 ウ. 3ヶ月 エ. 6ヶ月 オ. 9ヶ月